

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**監査公表**

- 平成29年度包括外部監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成28年度定期監査及び平成29年度工事監査指摘事項に対する措置状況・・・・・・・・ 1
- 平成26年度包括外部監査指摘事項の措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

**監 査 公 表**

静岡市監査公表第17号

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人柴田叙男から監査の結果に関する報告書の提出があったので、同法第252条の38第3項により別冊のとおり公表する。

平成30年 3 月30日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	亀 澤 敏 之
同	中 山 道 晴

静岡市監査公表第18号

地方自治法第199条第12項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成30年 3 月30日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	亀 澤 敏 之
同	中 山 道 晴

## 記

## 1 平成28年度定期監査

未収金に係る必要な措置について[文化財課]

**【指摘事項】**

平成8年度に完了した宗小路古墳群発掘調査における委託料の未収金（請求額26,155,401円、平成28年12月22日現在残額11,930,000円）について、平成11年度から分納による納付が続けられていた。

しかしながら、地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行期限を延長する手続きをとっていなかった上、履行の遅滞に係る損害賠償金に係る債権についても明らかにされていなかった。

**【措置の状況】**

地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行期限を延長する手続きをとっていなかったのは、平成11年度当時において、相手方と口頭による分納の約束をしていたためです。また、平成11年度から現在に至るまで分納が継続していたことから、市と相手方との間には分納に関する合意があったことは明らかであると考えます。

さらに、これまで、相手方が市から請求を受けた額を速やかに支払っていることからすると、債務の履行が遅滞したとはいえ、遅延損害金は発生し得ないと判断しました。その上で、相手方と納付期間の短縮等について協議を重ねた結果、一括納付により応じるとの回答を得ることができたため、当該委託料に係る総額、支払済額、残額の一括納付その他債権債務の不存在に関する確認書を平成30年3月14日付けで締結し、相手方は同月22日に納付を完了しました。

また、再発防止策として所属長が当課の債権管理を総括する職員（文化財保護係長）を指名し、その職員は債権管理の基本的な知識を得るため、庁内の債権管理研修会へ参加し、「静岡市債権管理マニュアル」の理解向上を図りました。

発掘調査業務の担当者については、委託者の言動などで滞納などの兆候を把握した場合には、当課の債権管理を統括する職員に報告の上、滞納対策課（滞納対策の知見を持つ担当課）に指導を仰ぎ、滞納対策に移行する際の諸手続についても遺漏がないよう対応することを周知徹底しました。

さらに、滞納発生の予防策として発掘調査の原因者負担について事業者の理解がより高められるよう、事前協議において調査経費に関する詳細な資料を提示し、丁寧な説明に努めることとしました。

## 2 平成29年度工事監査

平成29年度下建工第1301号 中島処理区 大谷2号幹線下水道築造その2工事[下水道建設課]

### 【指摘事項】

推進現場付近に、本工事に使用する材料・器具置場があったが、周囲をフェンス等で囲っておらず、第三者が立ち入ることができる状況になっていた。

### 【措置の状況】

材料・器具置場に関する安全管理について見直しを図り、周囲を柵で囲うことで、第三者が誤って立ち入ることがないように、作業場の区分についての改善を図りました。

また、指摘事項を課内に周知するとともに、他の工事現場についてもパトロールを実施し、安全確認を行いました。なお、他の工事現場では対策は取られていました。

---

## 静岡市監査公表第19号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成30年 3月30日

静岡市監査委員 村 松 眞

同 杉 原 賢 一

同 亀 澤 敏 之  
同 中 山 道 晴

## 記

平成26年度包括外部監査（テーマ：委託契約の事務の執行について）

法人委託への全面移行について[営業課]

### 【指摘事項】

上下水道の検針業務については、私人へ委託するよりも、法人へ委託するほうに優位性があると考えられる。しかし、静岡市では、私人から法人委託への移行について、明文化された計画はなく、私人との契約解消については、明確な期限を持たず、自然減という手段をとっている。

静岡市においても、私人検針員の自然減に任せるのではなく、法人委託への全面移行について、取り組んでいくことが必要と考える。

### 【措置の状況】

法人委託への全面移行は、静岡市水道検針労働組合との間で「私人検針員は65歳定年制とすること」及び「退職補充分は法人へ移行すること」との合意がされていることから、今後とも私人検針員の自然減により法人委託を進めてまいります。

しかしながら、法人への委託は、私人への委託に対しコスト面・業務内容において優位性があると考えていることから、法人への早期の全面移行を実施するため私人検針員の理解が得られるよう協議を継続してまいります。